

三木市下水道課からのお知らせ



改定後も
上下水道料金は北播磨内で
一番安い！

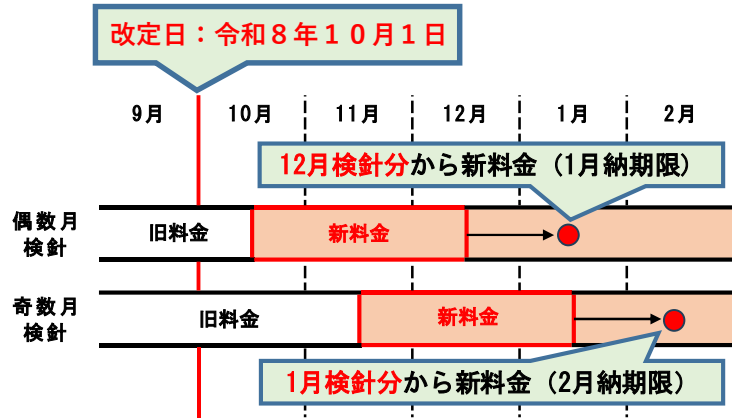
令和8年（2026年）12月検針分から 下水道使用料が変わります！

新旧下水道使用料対比表（2か月税抜）

用途別	基本使用料		従量使用料		
	旧	新	使用量	旧	新
一般汚水	1,200円	1,400円	20㎡以下	50円	70円
			21㎡～60㎡	130円	150円
			61㎡～100㎡	170円	190円
			101㎡～200㎡	205円	225円
			201㎡～	240円	260円
浴場汚水			1㎡あたり	90円	90円
臨時用等			1㎡あたり	400円	400円

※新しい下水道使用料は、**早見表**をご覧ください。

新料金の適用イメージ



※改定日以降、新たに下水道を使用される方は除く。

下水道使用料改定の背景

★施設の老朽化対策

市内の主要な下水道施設は、平成10年代前半を中心に供用開始しており、今後は大規模な改修が必要になります。

★20年ぶりの改定

前回の改定は平成16年で、20年以上使用料を据え置いて事業運営を続けてきました。今後も安定した下水道事業を運営するため、今回使用料を改定します。

★使用料収入の減少

節水機器の普及や人口減少により、下水道使用料収入は減少しています。一方で、物価や人件費は上昇しており、使用料改定を行わなければ、安定した下水道事業の運営が難しくなります。

★経営の健全化

改定時期を先送りすると、将来的に必要となる改定額が大きくなり、将来世代の負担が急増します。今回の改定により負担の急増を抑えながら、今後も健全で効率的な経営に取り組みます。

ご使用水量のお知らせの見方

①下水道使用量

基本的に、水道使用量が下水道使用量となります。

ご使用水量のお知らせ

今回の使用量 ① 25 ㎡

②下水道使用料 使用量に従量単価をかけた金額 と基本使用料の合計金額になります。

実際に計算すると・・・？

- ・基本使用料
700円×2ヶ月=1,400
- ・従量使用料
20㎡×70円=1,400
(25-20)×150円=750
- ・合計使用料（税込み）
(1,400+1,400+750)×1.1
=3,905円

今回のお知らせ金額

下水道使用料 ② 3,905 円
内消費税（下水） 355 円

下水道使用料は2ヶ月に1回、水道料金と合わせてお支払いいただいています。

改定後の下水道使用料の例

使用量 / 2ヶ月	20㎡	40㎡	800㎡	2,000㎡
(イメージ)	(2人暮らし)	(4人暮らし)	(店舗)	(病院等)
改定前	2,420円	5,280円	196,570円	513,370円
改定後	3,080円	6,380円	214,390円	557,590円
差額	+660円	+1,100円	+17,820円	+44,220円

下水道使用料に関する詳しい情報はこちら



三木市下水道事業経営検討委員会の検討内容はこちら



三木市 下水道使用料改定

検索

問い合わせ先

三木市役所 上下水道部 下水道課 下水道業務係
電話番号 0794-82-2010 E-mail: gesui@city.miki.jp